

令和元年度調査における検討項目の見直しの方向性（案）について

1. 災害救助法による住宅の応急修理の対象拡充に伴う水害における第1次調査フローの見直し

課題と検討の論点

① 被害の程度の区分変更（決定事項）

災害救助法による住宅の応急修理の一部損壊（準半壊）（仮称）[※]への対象拡充を踏まえ、これまで「半壊に至らない」としていた被害の程度を、一部損壊（準半壊）（仮称）と一部損壊（10%未満）（仮称）に区分する。 ※損害割合が10%以上20%未満の住家

② 被害の程度の区分変更を踏まえた水害における第1次調査フローの見直しについて

被害認定調査の効率化・迅速化の観点から、水害における第1次調査において、これまで「半壊に至らない」と判定していた浸水深による判定基準について、一部損壊（準半壊）と一部損壊（10%未満）にそれぞれ区分することが望ましいが、具体的な基準を設けることができないか。

具体的な見直しの内容

① 外力による一定以上の損傷が発生している場合

床下浸水については一部損壊（10%未満）と判定することとする。ただし、水害に加え、風害等による複合的な災害が発生した場合などには、初回の調査から詳細な調査を実施することを合わせて明確にする。（なお、この点は、外力被害の有無にかかわらず、水害に関連するものとして記載。）

【外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合の判定基準の見直し（案）】

被害の程度	判定基準	
	現行	見直し(案)
全壊 (50%以上)	住家流出 又は 床上 1.8m以上の浸水	同左
大規模半壊 (40%以上 50%未満)	床上 1m以上 1.8m未満の浸水	同左
半壊 (20%以上 40%未満)	床上 1m未満の浸水	同左
一部損壊(準半壊) (10%以上 20%未満)	床下浸水	＝
一部損壊(10%未満) (10%未満)		床下浸水

【外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合の判定フロー（案）】
（現行）

戸建ての1～2階建てで、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突
【第1次調査】等の外力が作用することによる一定以上の損傷*が発生している場合

(1) 外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③一見して住家全部が流失
- ④基礎のいずれかの辺が全部破壊し基礎直下の地盤が流出・陥没

いずれかに該当

全壊
(損害割合50%以上)

(2) 浸水深による判定

いずれにも該当しない

住家流失又は床上1.8m以上の浸水	50%以上	→	全壊
床上1m以上1.8m未満の浸水	40%以上50%未満	→	大規模半壊
床上1m未満の浸水	20%以上40%未満	→	半壊
床下浸水	20%未満	→	半壊に至らない

(見直し案)

戸建ての1～2階建てで、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突
【第1次調査】等の外力が作用することによる一定以上の損傷*1が発生している場合

(1) 外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③一見して住家全部が流失
- ④基礎のいずれかの辺が全部破壊し基礎直下の地盤が流出・陥没

いずれかに該当

全壊
(損害割合50%以上)

(2) 浸水深による判定

いずれにも該当しない

住家流失又は床上1.8m以上の浸水	50%以上	→	全壊
床上1m以上1.8m未満の浸水	40%以上50%未満	→	大規模半壊
床上1m未満の浸水	20%以上40%未満	→	半壊
床下浸水*2	10%未満	→	一部損壊(10%未満)

*2 水害に加え、風害等による複合的な災害による被害が発生している場合等には、第2次調査から開始する。

② 外力による一定以上の損傷が発生していない場合

床下浸水については一部損壊(10%未満)と判定する基準に変更する。

【外力が作用することによる一定以上の損傷が発生していない場合の判定基準の見直し(案)】

被害の程度	判定基準	
	現行	見直し(案)
全壊 (50%以上)	—	同左
大規模半壊 (40%以上 50%未満)	—	同左
半壊 (20%以上 40%未満)	—	同左
一部損壊(準半壊) (10%以上 20%未満)	<u>浸水深が床上 30cmまで達して</u>	—
一部損壊(10%未満) (10%未満)	<u>いない</u>	<u>床下浸水</u>

【外力が作用することによる一定以上の損傷が発生していない場合の判定フロー（案）】

（現行）

戸建ての1～2階建てで、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突【第1次調査】等の外力が作用することによる一定以上の損傷*が発生していない場合

（1）外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③一見して住家全部が流失
- ④基礎のいずれかの辺が全部破壊し基礎直下の地盤が流出・陥没

いずれかに該当

全壊
（損害割合50%以上）

いずれにも該当しない

（2）浸水深による判定

浸水深が床上30cmまで達していない

20%未満

該当

半壊に至らない

（見直し案）

戸建ての1～2階建てで、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突【第1次調査】等の外力が作用することによる一定以上の損傷*¹が発生していない場合

（1）外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③一見して住家全部が流失
- ④基礎のいずれかの辺が全部破壊し基礎直下の地盤が流出・陥没

いずれかに該当

全壊
（損害割合50%以上）

いずれにも該当しない

（2）浸水深による判定

床下浸水*²

10%未満

該当

一部損壊（10%未満）

*² 水害に加え、風害等による複合的な災害による被害が発生している場合等には、第2次調査から開始する。

2. 災害救助法による住宅の応急修理の対象拡充に伴う風害における調査フローの見直し

課題と検討の論点

①損害割合の区分変更を踏まえた風害における調査フローの見直しについて

現行の風害調査フローでは、「(3)屋根等の損傷による判定」として、屋根等に脱落、破損等の損傷が生じておらず、住家内への浸水の恐れがない場合には、「半壊に至らない」と判定される。

調査の効率化・迅速化の観点から、同様の場合に、「一部損壊(準半壊)」か「一部損壊(10%未満)」のいずれに該当するかについて、明確にすることができないか。

具体的な見直しの内容

具体的な見直しの内容

①屋根等の損傷による判定

「(3)屋根等の損傷による判定」として、屋根等に脱落、破損等の損傷が生じておらず、住家内への浸水の恐れがない場合について、調査フローを以下のように見直す。

(参考)

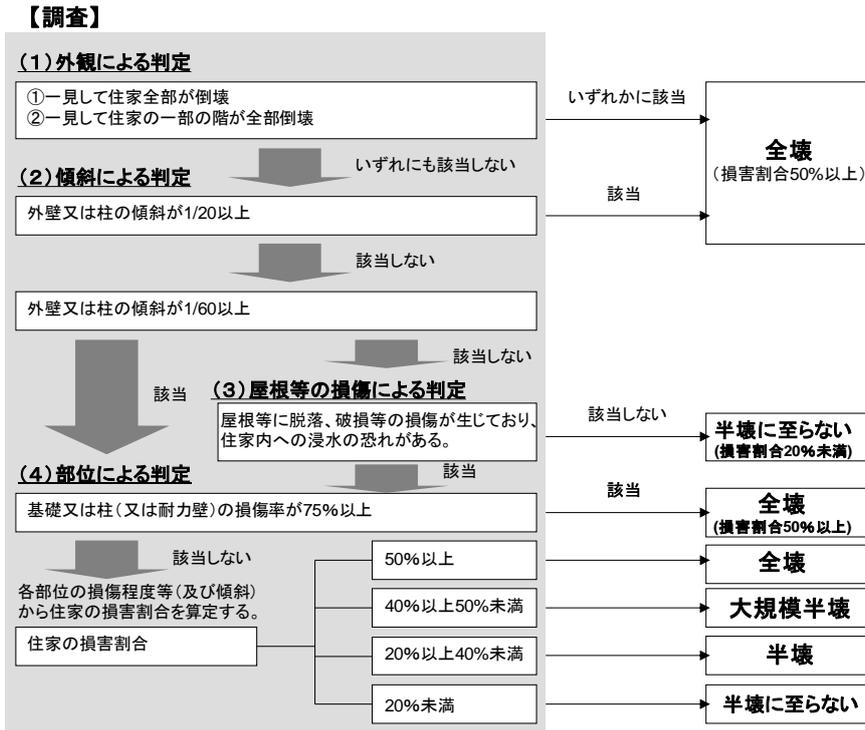
- ・木造・プレハブにおける「屋根等の損傷による判定」については、屋根・外壁・建具について下記のような浸水によるものを除いた程度Ⅲ以上の損傷がなく、住家内への浸水の恐れがない場合は、「半壊に至らない」と判定している。

部位	損傷
屋根	・棟瓦以外の瓦もずれが著しい。 ・金属板葺材のジョイント部に、はがれ等の損傷が見られる。 ・屋上仕上面に破断、不陸、亀裂、剥落が見られる。 ・飛来物による突き刺さり、貫通痕がある。
外壁	・仕上材が脱落している。 ・釘の浮き上がり、ボードの破損、脱落が見られる。 ・飛来物による突き刺さり、貫通痕がある。
建具	・ガラスが破損している。 ・ドアが破壊されている。

- ・非木造における「屋根等の損傷による判定」については、外部仕上・雑壁・屋根及び建具について下記のような浸水によるものを除いた程度Ⅲ以上の損傷がなく、住家内への浸水の恐れがない場合は、「半壊に至らない」と判定している。

部位	損傷
外部仕上・雑壁・屋根	・仕上材が剥落、破壊、崩落している。 ・飛来物による突き刺さり、貫通痕がある。
建具	・ガラスが破損している。 ・ドアが破壊されている。

【風害判定フローの見直し（案）】 （木造・プレハブ：現行）

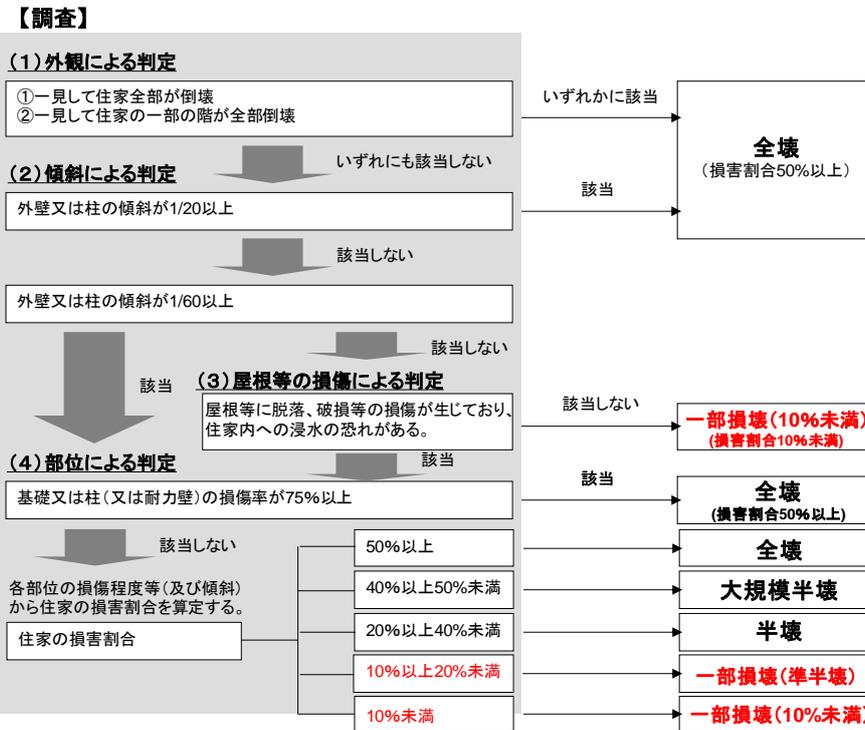


【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者から再調査の依頼があった場合

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

（木造・プレハブ：見直し案）



【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者から再調査の依頼があった場合

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

3. 木造と非木造が混在する住家における判定方法について

課題と検討の論点

木造と非木造の混構造の場合における住家の被害状況調査について、原則として、建物の「主たる構造」に基づいて調査・判定することとしているが、この「主たる構造」の考え方を明確化できないか。

具体的な見直しの内容

被害認定調査の趣旨や過去の災害における判定結果を踏まえて、以下のように整理する。

○木造と非木造の混構造の場合における住家の被害認定調査については、原則として、住家を構成する主要構造部の構造に基づき調査・判定する。ただし、主要構造部の構造が判断しがたい場合には、主たる被害を受けた構造に基づき、調査・判定して差し支えない。

(参考)

○近年の災害における混構造の例

- ・木造の住家を非木造部材で構造補強した住家
- ・非木造の倉庫（非住家）を大幅に木造改築し、居宅転用している住家
- ・1階が非木造、2階以上が木造の住家（1、2階とも居宅等の住家で、被害を受けたのは、主に1階部分）
- ・1階が非木造の駐車場等（非住家）、2階以上が木造の住家

4. 浸水被害における内壁の判定方法について

課題と検討の論点

内壁被害では、浸水により断熱材の吸水による機能損失が見られ、再使用が不可能な程度である場合には「損傷程度V」とし、内壁面全面を損傷面積としてとることができる。

しかし、実際の判定現場では内壁の内側を確認することが難しく、損傷面積割合の設定が困難である場合があり、調査の迅速化・効率化の観点から、一定程度の目安や指針を提示することができないか。

具体的な見直しの内容

以下のような被害が見られる場合には、再使用が不可能な程度（損傷程度V）とし、内壁面全面を損傷面積としてとることとする。

- ・内壁面へ汚泥の付着など相当の汚損が見られ、内壁内部まで吸水している場合
- ・内壁面に、浸水痕とは別に、吸水等によるシミ・汚損がみられる場合